

別表 1

(財務省)

事 項 名	21年度減量・効率化の取組内容
本省内部部局等におけるアウトソーシング等による効率化	財務省行政効率化推進計画を踏まえ、庁舎管理業務（警備、清掃業務）、公用車の運転業務、電話交換業務等について、技術労務職員の退職に伴う補充は原則として行わないなど、引き続き外部委託を推進する。これにより、平成21年度に内部部局の定員を3人合理化する。
【財務局】 国有財産管理関係の業務見直し等	① 国有財産管理関係1,777人（平成17年度末定員）について、次のとおり、18～20年度に96人、21年度に40人合理化することを含め、22年度末までに定員を181人以上合理化する。 ー 行政財産関係について、ITの活用等により18～20年度に24人、21年度に26人合理化することを含め、22年度末までに76人合理化 ー 普通財産関係について、ITの活用等及び民間委託により18～20年度に63人、21年度以降はITの活用等により8人合理化することを含め、22年度末までに81人合理化 ー 公務員宿舎関係について、ITの活用等及び民間委託により18～20年度に9人、21年度以降はITの活用等により6人合理化することを含め、22年度末までに24人合理化 ② 18年度から22年度までは、新規増員要求を行わない。 ③ 以上のほか、定型的業務の民間委託に限らず、高度利用等のノウハウを有する民間部門などの知見を活用するための工夫を行う。
国有財産管理関係の見直しに伴う機構面の整理合理化	事務事業の見直し、定員の合理化に併せて、機構面における整理合理化を実施し、平成21年度に国有財産管理官を削減することにより、5の機構を削減する。22年度以降も引き続き、組織等の減量・効率化を図る。
財務局における内部管理業務の効率化・合理化（☆）	業務の効率化・合理化 人事・給与等の定型的内部管理業務に関するシステムの最適化に先駆け、支払業務の「センター支出官による集中型」への切替え等により、財務事務所から財務局への業務移管を推進するなど、内部管理業務の見直しにより、平成21年度に定員を1人合理化する。 22年度以降も引き続き業務実施体制の効率化・合理化を図る。
その他財務局における業務の効率化・合理化（☆）	以上の取組に加え、証券総合システムの一層の活用、金融検査評定制度を活用したメリハリのある効率的な検査の実施、財政融資資金事務処理体制の見直し及びその他業務の効率化・合理化の推進を図ることにより、平成18～20年度に318人、21年度に114人合理化することを含め、22年度末までに定員を450人以上合理化する。
【税関】 税関関係手続のオンライン利用促	税関関係手続のオンライン申請に関しては、重点手続分野ごとの取組方針と目標値を設定した「オンライン利用拡大

事 項 名	21年度減量・効率化の取組内容
進による業務の効率化・合理化	行動計画」(平成20年9月12日IT戦略本部決定)に基づき、オンライン利用率の向上を図りつつ、業務の効率化・合理化を推進する。
税関における内部管理業務の効率化・合理化(☆)	人事・給与等の定型的内部管理業務に関するシステムの最適化に先駆け、内部管理業務の見直しにより、平成21年度に定員を13人合理化する。 22年度以降も引き続き、内部管理業務の更なる効率化・合理化を推進する。
税関における部門間連携強化による合理化	輸出入通関業務における貨物確認業務等の部門間連携体制を強化するとともに、業務の効率化を図り、平成21年度に定員を10人合理化する。
税関における通関業務の見直しによる合理化	通関情報処理システム(NACCS)や税関手続申請システム(CuPES)などの活用及びAEO(Authorized Economic Operators)制度(民間企業と税関とのパートナーシップを通じて、国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る制度)の推進を含めた業務効率化の取組みにより、平成21年度に定員を3人合理化する。
税関における業務処理体制の見直しによる合理化	平成21年度に出張所等の再配置を行い、1出張所を廃止するほか、システム管理等の業務処理体制の見直しにより、定員を10人合理化する。 22年度以降も引き続き、業務処理体制の効率化・合理化を推進する。
その他税関における業務の効率化・合理化(☆)	以上の取組に加え、その他業務の効率化・合理化の推進を図ることにより、平成18~20年度に492人、21年度に164人合理化することを含め、22年度末までに定員を656人以上合理化する。
【国税局】	
国税関係手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化(☆)	重点手続分野ごとの取組方針と目標値を設定した「オンライン利用拡大行動計画」(平成20年9月12日IT戦略本部決定)に基づき、IT活用等による納税者利便の向上の観点から、国税電子申告・納税システム(e-Tax)の普及を図ることとし、その普及割合に歩調を合わせた一層の事務の電子化を行うことにより、申告書処理体制の更なる効率化を図る。 国税関係手続では、25年度末までに国税申告手続等のオンライン利用率65%とする目標が掲げられており、21年度はオンライン利用率40%と計画されているところ、国税申告手続に関する事務のうち所得税申告書等の収受に伴う事務や、それらの入力、データ補正に必要な事務について定員を150人合理化する。
国税局における内部管理業務の効率化・合理化(☆)	人事・給与等の定型的内部管理業務に関するシステムの最適化に先駆け、現行システム下において業務の集約化、アウトソーシング化を引き続き実施するなど、内部管理業務の更なる見直しにより、平成21年度に定員を125人合理化する。 22年度以降も引き続き、業務実施体制の効率化・合理化を図る。

事 項 名	21年度減量・効率化の取組内容
国税関係業務・システムの最適化等による業務の効率化・合理化 (☆)	「国税関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、税務相談の電話相談センターへの集中化や、税務署において賦課事務と徴収事務の各々の部門で所掌している内部事務の一元化等の施策を引き続き実施する他、現行システムの有効活用等により、事務の簡素化を図ることも含め、平成21年度に定員を229人合理化する。
国税局におけるアウトソーシング等の推進	引き続き税務相談事務のアウトソーシングを推進する。また、既に効率化の対象となっている業務についても、より一層のアルバイトの活用を図るなど、更なる業務の効率化・合理化を推進する。 これらにより、平成21年度に定員を356人合理化する。 22年度以降も引き続き、業務実施体制の効率化・合理化を図る。
酒類業務の効率化に伴う合理化	税務署の行う酒類免許関係事務について、納税者の利便性を勘案しつつ、酒類指導官を設置している税務署に事務を集中化することにより、酒類業務の効率化・合理化を推進する。 これにより、平成21年度に定員を3人合理化する。
その他国税局における業務の簡素化・見直しによる効率化・合理化 (☆)	以上の取組に加え、その他事務運営の見直し等（路線価等の評価事務の効率化や民間のインターネットオークションサイトを利用した差押財産の公売の実施等）により業務の効率化・合理化を図ることにより、平成18～20年度に3,076人、21年度に1,012人合理化することを含め、22年度末までに定員を4,098人以上合理化する。
業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化 (☆)	事務の見直し、アウトソーシング等を実施することにより内部管理業務を見直す。 「財務省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、財務省ネットワークの効率化・合理化、運用管理業務の見直しを実施する。 「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」（「統計調査等業務」、「外郵便入事務電算処理システム」を含む。）に基づき、順次システムを更改し、審査・検査事務の効率化等を推進する。 「財政融資資金関連業務の業務・システム最適化計画」に基づき、事務手続の電子化・自動化の対象範囲の拡大による業務の効率化を推進するとともに、業務の流れの改善及び効率化の実現を図る。 「共同利用電算機の業務・システム最適化計画」に基づき、新・共同利用電算機システム（数値解析、税収見積り、業務税額表作成の3業務）を再構築する。 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づき、金融庁業務支援統合システム（仮称）の構築等を行う。 「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、①XBRL（eXtensible Business Reporting Language：財務情報を効率的に利用可能なコンピュータ言語）導入による高度な情報再利用の実現、②業務改善、システム機能改善・強化に伴う利便性の向上、③システム運用効率の向上、④セキュリティの強化を実施することにより短縮された業務処理時間を活用し、より深度ある監査業務を行っている。 「国税関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき税務相談の電話相談センターへの集中化や、税務署において

事 項 名	21年度減量・効率化の取組内容
	<p>賦課事務と徴収事務の各々の部門で所掌し処理している内部事務の一元化等の施策を実施する。</p> <p>これらの取組により、平成18～20年度に826人、21年度に459人合理化することを含め、22年度末までに1,404人合理化する。</p> <p>以上のほか、府省共通業務・システム及び一部府省共通業務・システムについては、「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」（20年5月決定）や、各最適化計画の進捗状況を踏まえつつ、各計画の担当府省と調整を行い、府省共通業務・システムの導入による業務の効率化・合理化を実施する。</p>
<p>統計調査業務の民間開放の推進による効率化・合理化</p>	<p>法人企業統計調査では、従来から、協力依頼文書、調査票の封入封緘・発送業務、統計システムの運用業務等を民間委託している。更なる民間委託については、調査票提出の督促業務について検討した結果、調査対象法人数の増加数が他と比べ大きい財務事務所における調査票提出の督促業務を、回収率の維持向上等を前提に、平成21年度以降に民間委託の対象とすることとした。</p> <p>また、民間給与等実態調査についても、従来から、調査票等の封入・発送業務、データ化業務等を民間委託しているが、20年度の包括的な民間委託の結果を踏まえ、調査票回収業務も含め、21年度以降に民間競争入札の対象とすることとした。</p>
<p>施設管理・運營業務の市場化テストの実施による効率化等（☆）</p>	<p>財務本省研修所及び税務大学校（和光校舎）にかかる施設の管理・運營業務について、公共サービス改革法を活用し、平成21年4月から原則3年以上の複数年間契約にて民間競争入札（市場化テスト）の対象とし、21年度に定員1人を合理化する。また、税関研修所及び関税中央分析所にかかる施設の管理・運營業務について、公共サービス改革法を活用し、22年4月から一括して民間競争入札の対象とすることを予定している。これらにより、施設の管理・運營業務の効率化等を図る。</p>
<p>特別会計改革による事務・事業の効率化・合理化</p>	<p>地震再保険特別会計については、「行政改革推進法」に基づく再保険機能に係る事務事業の在り方について、国の関与が不可欠であり、再保険による国の関与の方法が適当であるといった地震保険制度に関する有識者等からのご意見を踏まえて検討した結果、超長期で収支が相償する地震保険の特殊性、安定的な保険支払能力の確保及び収支の明確な区分経理による透明性の確保等を勘案し、地震再保険特別会計において経理する現行スキームを引き続き活用することとした。更に、今後とも地震保険の普及促進の取組みについて検討する。</p>
<p>研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化（☆）</p>	<p>税務大学校については、内部管理業務の見直し等によって事務の合理化を図ることにより、平成21年度に定員を1人合理化する。</p>
<p>政策の棚卸しに伴う減量・効率化（☆）</p>	<p>政策の棚卸しを踏まえ、広報、厚生関係業務などの見直しを図ることにより、平成21年度に定員を8人合理化する。</p>

（注）事項名に（☆）がある事項における平成21年度の合理化数は、他の事項との重複がある。